平成２４年（フ）第８６４号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目３番18号　コーポ松原201号
債務者　スタンド加代こと　井上　裕美
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩城　善之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８号
長野市大字高田2084番地10　サンハイツ高田203
債務者　伊藤　準一
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋川　和広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２０号
横浜市中区長者町５丁目52番地　マリオンヨコハマ302号室
債務者　相野谷栄治
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　学史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９９８号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台５番２―404号
債務者　藤間いづみ
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　孝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６号
新潟県長岡市石動南町42番地１、前住所新潟県長岡市雲出町1622番地
債務者　井上　利行
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６６号
静岡県富士市森島558―１　プチハウス森島ＰＡＲＴ１―205、住民票上の住所静岡県富士市川成島550番地の３　Ｄ―201
債務者　畠山　　亮
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第９４号
秋田県横手市十文字町木下字木下１番地
債務者　池田　広幸
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第７８号
山形市城北町１丁目18番１号　プラザドゥスパドール206号
債務者　髙橋　秀男
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６２号
函館市尾札部町754番地
債務者　土肥喜久惠
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２０２６号
埼玉県上尾市柏座３丁目８番18号　アーバン赤熊Ａ―101
債務者　坂本　正義
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４７０号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小針新宿333番地８
債務者　松井　明治
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４７２号
埼玉県戸田市笹目南町21番19号　ＢｅｌｌｅＭａｉｓｏｎＡＭ２Ａ号室
債務者　樋口　和彦
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４７３号
埼玉県戸田市笹目南町21番19号　ＢｅｌｌｅＭａｉｓｏｎＡＭ２Ａ号室
債務者　樋口　恵子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５５４号
さいたま市見沼区大和田町１丁目314番地８サンシティーハイツ202
債務者　佐藤　博美
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６０６号
さいたま市見沼区大字東門前87番地３
債務者　杉原　孝光
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６０７号
さいたま市見沼区大字東門前87番地３
債務者　杉原　早苗
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６６６号
さいたま市南区内谷３丁目12番９―312号
債務者　阿部　満浩（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係